

2006年11月7日

大分県知事 広瀬勝貞殿

全国生活と健康を守る会大分県連合会  
会長 福間健治

平素より、県民の暮らし福祉の向上のために、ご尽力していただいていることに、敬意を表します。

安倍新内閣が誕生しました。安倍新政権の政策や所信表明演説を聞く限り、小泉政権の継承であり、よりいっそうアメリカいいなり、大企業優先の政治の格差と貧困の拡大を押しすすめるものです。憲法と教育基本法を変えることを使命としており、日本を危険な方向に導くものと言わざるを得ません。

いまでも、私たちの暮らしは、格差社会の拡大、庶民増税、社会保障の連続改悪、「行政改革」による施策の削減・打ち切りなどで、厳しい生活を余儀なくされており、これ以上の生活破壊は許されません。

こうした情勢のもとで、地方自治体は、国の悪政から住民を守る「防波堤」としての役割を果たすのか、それとも国とともに悪政の推進者となるのかが鋭く問われています。

大分県政が、低所得者の暮らしと福祉を守る砦として、その役割を大いに発揮していただくことを切望しています。

つきましては、下記の要望事項について善処いただくようお願いいたします。

## 要求書（案）

### （生活保護）

- 1、生活保護の国庫負担率の削減に反対すること。
- 2、老齢・母子の加算の廃止はやめ、住宅扶助や勤労控除などを引き上げ、「健康で文化的な生活水準が維持できる」ようにすること。
- 3、生活保護の申請権は無条件に保障すること。住居がないことを理由にした生活保護の申請拒否をやめ、住宅確保は行政が指導援助すること。
- 4、居住している土地・家屋の売却を強制する「長期生活支援制度」の創設に反対すること。
- 5、「生活保護の決定は14日以内」の法的期限を守ること。遅れる場合はその理由を法定期限内に申請者に通知すること。
- 6、生活保護法第27条の指導・指示は生活保護の目的に適合し必要最小限とし、受給者の人権に配慮すること。
- 7、「就労・自立支援」の名による保護費の削減と打ち切りはやめること。
- 8、調査に関する「同意書」は、最小限必要な場合に限って、調査先を特定し、

期限を定め、本人の意思を無視して強制しないこと。

- 9、生活保護法にはない「保護申請の取り下げ」「辞退届」をやめること。
- 10、生活保護の活用できる制度の内容についてよく説明するとともに、支給通知書は内容がわかりやすいようにすること。
- 11、自動車の使用・借用・保有の一律禁止は改め、普及率の向上と「資産・能力の活用」、当事者の生活の実状に即して対応すること。
- 12、宇佐市・日田市の生活保護級地は中津市と同等にすること。

#### (県営住宅)

- 1、低所得者・高齢者・母子・障害者が入居できる住宅を大量に建設すること。
- 2、家賃の減免基準は、生活保護基準の改定にともなって見直しすること。減免制度を入居者に周知徹底すること。
- 3、県営住宅の修理・修繕は速やかにおこなうこと。
- 4、高齢者住宅の浴槽低層化、シャワー未設置なくすこと。

#### (高齢者対策・介護保険)

- 1、新予防給付事業開始による混乱を解消するために、要介護1以下の軽度の高齢者に対する介護ベットや車いす取り上げはやめるよう国に要求すること。当面、自費購入やレンタルに対する独自助成をおこなうこと。
- 2、ホームヘルパー制限の撤廃を国に要求すること。当面、利用者のサービスが後退しないよう独自の対策を講ずること。
- 3、デイサービス利用者の食事代半額負担などの助成をおこなうこと。
- 4、保険料の値上げを押さえるために、国庫負担を当面30%に引き上げるよう国に要求すること。
- 5、保険料減免制度への県の助成をおこなうこと。当面預貯金の金額について、見直しをおこなうこと。
- 6、ケアプラン作成に関する介護報酬や基準のあり方を、抜本的改善するよう国に要求すること。
- 7、施設入所者の居住費・食費の自己負担導入により、利用抑制にならないための、支援策をおこなうこと。
- 8、特別養護老人ホームなどの施設整備を促進し、待機者を解消すること。

#### (障害者対策)

- 1、障害者「自立支援」法による応益負担の撤回と制度の抜本的な改善を国に要求すること。
- 2、県独自の負担軽減制度をさらに拡充すること。
- 3、知的・精神障害者の障害程度区分の判定は、実態を反映しないおそれがある

るため、サービスの支給決定については、障害者の実態や利用意向を十分反映すること。

- 4、遅れている精神障害者に対する施策拡充のために、当面、通院などのバス代の助成をおこなうこと。

### (子育て・教育)

- 1、30人学級を3年生以上に拡大すること。学習の遅れがちな児童・生徒に対する特別な対策を強めること。
- 2、リストラ・失業などの経済的理由で高校にいけない生徒、退学を余儀なくされる生徒がでないように、贈与奨学金制度を拡充すること。

### (国民健康保険・医療制度)

- 1、国民健康保険の国庫負担の増額を国に要求すると同時に、市町村国保財政への支援を強めること。
- 2、生存権を無視した短期保健証や資格証明書発行などの、保険証とりあげはやめること。制裁措置は悪質滞納者に限定すること。除外対象者を拡大すること。
- 3、国保法第44条にもとづき一部負担金免除制度を利用しやすいものに改善すること。
- 4、医療改悪法の撤回と負担増中止を国に要求すること。療養病床の削減、患者追い出しをしないこと。必要な医療は保険適用すること。居住費・食費の減額対象を拡大すること。入院している高齢者患者に対する見舞金制度をつくること。
- 5、乳幼児医療費助成は、3歳未満児は完全無料化すること。
- 6、母子・父子医療費助成は、現物給付にすること。

### その他

- 1、生活保護世帯に見舞金を支給すること。
- 2、低所得者ほど重い負担となる消費税の増税計画に反対すること。